



東白川村第六次総合計画

前期計画：令和5年度～令和18年度
後期計画：令和9年度～令和12年度



いきいきと働くひとがいる
子どもたちの笑い声が響き
美しい自然と受け継がれた歴史の中に
豊かな村民の暮らしがある
そして東白川村は次の未来へ！

目 次

第1編 基本構想

第1章 村の将来像	6
第2章 政策大綱	7
第3章 基本構想・基本計画・実施計画の管理	9

第2編 基本計画

第1章 現状の認識と近未来の展望	11
第1節 人 口	11
第1項 推移・将来推計・人口戦略目標値	11
第2項 人口動態・年齢別人口・人口戦略目標値	12
第2節 行財政	13
第1項 財政	13
第2項 行政	14
第2章 政策の基本方針	15
第1節 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり	15
第1項 産業活力	15
第1.農業振興	15
第2.農業基盤	19
第3.林業振興	21
第4.地域振興と商工業対策	24
第5.観光振興・交流人口・地域活性化	27
第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり	29
第1項 交通通信	29
第1.国 県 道	29
第2.村 道	31
第3.農 林 道	32
第4.公共交通	34
第5.地域情報化	35
第2項 生活環境	37
第1.簡易水道	37
第2.下水処理	39
第3.環境対策	41
第4.村営住宅	43
第5.公園整備	44
第6.地籍調査	45
第3項 安全確保	46
第1.消防防災	46
第2.防 犯	48
第3.治山治水	49
第4項 地域活性化	51
第1.地域社会	51
第2.定住人口・関係人口	53
第3.男女共同参画	55
第4.第3セクター	56

第3節	お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり	58
第1項	民生福祉	58
第1.	社会福祉	58
第2.	子育て支援	60
第3.	保育園	63
第4.	母子・父子・寡婦福祉	66
第5.	障がい者福祉	68
第6.	生活保護	70
第7.	高齢者福祉	72
第8.	社会保障	75
第2項	保健医療	78
第1.	健康づくり	78
第2.	母子保健	81
第3.	医療確保	83
第4節	心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり	85
第1項	教育振興	85
第1.	学校教育	85
第2.	社会教育	89
第3.	文化・芸術	91
第4.	生涯スポーツ	93
第3章	行財政運営の基本方針	95
第1.	公有財産	95
第2.	徴税適正	97
第3.	行政改革	98
第4.	財政健全化	99
第5.	行政情報化	101
第6.	情報公開・情報発信	103
第7.	広域行政推進	104
第3編 資料編		
第1.	満足度・重要度調査結果	106
第2.	村づくりアンケート結果（中・高・大・新成人）	117

第2編

基本計画

(前期R5-R8)

第1章 現状の認識と近未来の展望

第2章 政策の基本方針

第3章 行財政運営の基本方針



第1. 公有財産

●施策の目

・平成28年度に公共施設総合管理計画、令和2年度に今後10年間の個別施設計画の策定、令和3年度に新地方公会計による固定資産台帳の活用やユニバーサルデザイン化の推進方針を定め、公共施設総合管理計画の見直しを実施し、今後も公有財産の適正な管理運用を行います。また、指定管理者制度の活用により、施設の有効利用を図ります。

●第五次総合計画の成果

- ・公の施設の管理については、多様化する村民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度への転換が図られ、協定書を締結し、一定の効果が得られています。
- ・令和2年度に公共施設総合管理計画の個別施設計画を策定し、今後10年間の公共施設の管理や更新における基本方針が明確になりました。
- ・新地方公会計による固定資産台帳が活用され、施設の減価償却率が明確となり、老朽化の進捗状況が見える化され、今後の更新計画に有効な情報が整備されました。

●今後の課

- ・多くの公共施設が更新時期を向かえ、改修費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額413.0億円、年平均10.3億円となっています。これは、公共施設等を選別し更新を定期に実施すると仮定した計算ソフトによる数値で、現実的にはもう少し抑えられた形になると考えられますが、将来的には多額の維持管理コストが必要であることがうかがえます。
- ・厳しい財政状況の中、本村の特色を活かしたむらづくりを目指し、施設の長寿命化、老朽化した施設の改修・更新・処分（取壊し）を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

●その対

・公共施設をできる限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図ります。

・建物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、庁舎では被害情報や災害対策指示が行われるなど応急活動の拠点となります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するため、現時点で耐震面に懸念のある建物がある場合、緊急度及び、優先順位を判断し、計画に基づき、耐震性を備えた既存の建物に機能を移転させる方法を基本方針として災害に備えます。

・全ての施設の機能の不具合や設備の劣化などに対して、従来のように修繕改修していくことは、大きな財政負担を強いることになり、これは将来の少子高齢化や人口減少予測による、今後の厳しい財政状況のもとでは現実的ではありません。そのため、点検・診断等の実施方針により早期に各施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

・未利用の村有地について、払い下げを含めた利用を推進します。

第2. 徴税適正



●施策の目

・東白川村税務行政において、村税全体の徴税業務の適正化を目指す為、賦課・収納・滞納業務に係る税収の安定を図ることを目的としています。

●第五次総合計画の成果

・固定資産税（宅地）の区画計測を行い、比準割合を適用することで均衡のとれた適正な評価と徴税の適正化を図ると同時に土地評価事務取扱要領を策定しました。
・共通納税やコンビニ収納・スマートフォン決済を開始し納付方法の拡充を図った。それにより納付の機会が増加し住民サービスの向上に繋がっています。

●今後の課

・適正な評価根拠を明確とする為、担当者が異動しても後任者が説明できるような土地・家屋評価ソフトを導入し、明確化させる必要があります。
・根本的に財産や収入がある者については、話し合いで解決する方向で望みたいが、それ以外に予め、差押承諾書をとって分納誓約し、約束を破った場合は、差押等の強制徴収に移行します。
・市町村では人事異動により税務職員に固定しない性格上、身近すぎる住民への差押や滞納整理の専門業務をスムーズに遂行できないしがらみがあるのもひとつの問題となっています。
・今後始まる自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進。社会に向けた行政手続き等において、小規模自治体でしか出来ない運用面で、きめ細やかなサービスを提供する必要があります。

●その対

・地方税法第48条による県税事務所との徴収職員併任制度を実現する為、将来的に体制を検討します。
・現年度・過年度分で回収できない滞納者については、法的な滞納処分等に対応する為、毎月未納者リストを打ち出し、電話催告を行い、毎月30日前後に期限を定めて滞納業務を実施していきます。
・話し合いで解決できず、財産調査を実施した結果、預貯金や給与、保険金のある者に関しては、債権差押を実施します。次に家宅・車内搜索など身近な必需品である動産や自動車、そして最後に不動産等の公売を視野に入れ、村税への充当を検討します。
・家屋評価システム導入を検討します。
・各種制度改正に伴い、税務システム等のシステムの改修を実施します。

第3. 行政改革



● 施策の目

・人口減少や少子高齢化の進展、多様化する村民ニーズへの対応など、厳しい状況に対応できる柔軟で持続可能な行政運営に対応するため、新たな体制づくりに取り組みます。

● 第五次総合計画の成果

・令和元年度～4年度の第六次行政改革大綱に定める実施項目のうち、①「官民協働の推進」では、村長と語る会の開催や、美しい村委員会の開催②「組織力の向上」では、人事評価制度の整備や会計年度任用職員制度の整備、副村長の設置③「行政運営の効率化」では、業務の外部委託に関する取り組み、メンタルヘルス対策等を実施しました。

● 今後の課

・第六次行政改革大綱では、これまでの大綱で推進してきた内容の継続はもちろん、特に官民協働の推進、職員のスキルアップと組織力の向上、事務の効率化に重点を置き策定されました。職員が住民にどれだけお返しができるか。定型業務のみで満足せず、公務員としてどれだけ危機感をもって今後の村づくりを推進できるか。そのための意識改革、職員一人ひとりのスキルアップが重要になります。

・村民から信頼される行政運営を行うためには、行政情報化を連携したより高度な事務システムの導入などの手段を導入し、事務処理の更なる効率化、高度化を図る必要があります。

・定型業務については、アウトソーシングなどを検討し、業務の硬直化防止や人件費の抑制を図る必要があります。

・情報技術、自治体法務、新公会計など高度化する行政事務に対応するため、高度な専門知識を有する専門職員の育成が必要です。

● その対

・人口減少や地域社会の変化に対応した新時代の行政運営に対応するため、単に規模の削減にとどまらず、新たな体制づくりを目指した第七次行政改革大綱を推進します。

・第七次行政改革大綱（令和5年度～8年度）を職員全員の共通認識の下で推進するため、村長を中心とした全庁的な取り組み体制を構築し、情報共有を図ります。

・職員一人ひとりが危機感を持ち、職員スキルアップ研修や優良自治体を視察し職員からの聞き取り研修などを実施していきます。

第4. 財政健全化



● 施策の目

・総合計画や行政改革大綱などの計画と連動して、中期財政計画を策定し、単年度の場合当たりの財政運営でなく、計画的・効果的・効率的な財政の運営に努めます。

● 第五次総合計画の成果

・財政調整基金の運用については、積立目標として標準財政規模の2分の1相当の8億円を設定し努力を行ってきた結果、令和3年度末財源で10億円の積立てを達成できました。

・実質公債費比率は、年々上昇し令和3年度決算で、14.1%となっていますが、起債の際に許可が必要となる基準以下で推移しています。

● 今後の課

・実質公債費比率は、令和3年度決算で、14.1%となりました。今後の償還額の推移から、まだ比率が上昇することが予想されます。村債の発行に際して総務大臣の許可が必要となる基準（18%）以下での推移となるよう、今後も健全化への努力が必要です。

・財政調整基金は、近隣町村や類似団体と積立額を比較すると、まだ、積立額は少ないため、今後も積立への努力は継続する必要があります。また、その運用についても、指針を策定しておく必要があります。

・中期財政計画を、固定資産台帳に基づいた財務書類の作成や、総合計画実施計画、定員管理適正化計画、行政改革大綱などと連動して作成し、安定的で持続可能な財政運営を目指します。

・予算の執行にあたっては、公金が住民のみなさんの税金から生まれていることをしっかりと各職員が認識し、合法性、経済性、効率性、有効性に基づいて執行することが重要です。

● その対

・中期財政計画を策定するため、現在、総合計画実施計画管理システムで管理している年度別事業費、性質別経費ごとに管理してきたが、それに人件費の推移を管理できる体制を構築し、今後の財政負担内容等の分析や予測を可能にし、財政運営に資することとします。

・実質公債費比率は、比率を下げることを目的ではなく、財政の悪化を早期に発見し未然に対策を講ずることが第一の目的であるため、比率を下げることを目標とせず、財政規律を守りながら、過疎対策債などの交付税措置がある有利な起債は積極的に借り入れて、財源を確保します。

- ・財政調整基金の運用計画については、災害時への備えや財源調整として運用します。また総合計画等に基づく大規模な施設整備については、特定目的基金を設置して、計画的な財源の確保を図ります。
- ・ふるさと納税による寄附の取り組み（PR）に力を入れ、むらづくりの財源として活用します。
- ・決算審査、定例監査などの監査体制を充実させるとともに、村民の皆さんが監査結果を身近に感じられるように、広報やホームページ、CATVを通じてわかりやすく公表し、行財政運営に対する理解と信頼性の確保を図ります。

第5. 行政情報化



● 施策の目

・デジタル技術を活用した行政事務の効率化と生産性向上を目指して、必要な業務量を把握し業務内容の改善に取り組みます。また、行政のデジタル化・DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することで、業務の効率化と住民の利便性向上を目指します。

● 第五次総合計画の成果

- ・ 市内ネットワーク（平成14年度整備）は、サーバーは概ね5年、端末は概ね7年で更新し、毎年の保守管理を継続して適切に管理しました。
- ・ 基幹業務システム（総合行政情報システム）はクラウド化（平成23年度）し、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）方式の導入により運用コスト削減をはじめ、集中監視による情報セキュリティの向上などに繋がりました。
- ・ 基幹業務以外のサービスでは、公式ホームページの運用、平成24年度にメール配信サービス（すぐメール）や令和3年度にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の公式LINE（ライン）を導入し、防災情報等の各種行政情報の発信に努めました。
- ・ 平成28年度からマイナンバー制度の開始に伴い、ネットワークの三層分離方式を採用し、情報セキュリティの強化対策事業に取り組みました。ネットワークを①住民情報系②内部情報系③インターネット系の3系統に分離し、住民情報系のネットワーク端末には二要素認証を整備し情報漏洩の軽減に努めました。また、岐阜県SC（セキュリティアクラウド）にメール無害化・ファイル無害化機能を導入するなどセキュリティ対策を継続しました。
- ・ 平成30年度に例規集のインターネット公開を行い、行政サービスの向上を図りました。
- ・ 令和3年度にオンラインによる会議や研修が実施されることが多くなったことから、職員がWeb会議やオンライン研修ができる環境を整備しました。
- ・ 令和3年度に行政手続の対面見直しとして、書面規制、押印、対面規制の見直しを図り、ペーパーレス、ハンコレス、オンライン手続に着手し、行政事務の効率化と住民の利便性向上に努めました。
- ・ 令和4年度に岐阜県市町村共同電子入札システムに参加して、工事、測量及び建設コンサルティング業務の入札については電子入札も可能としました。

● 今後の課

・ 行政情報化のネットワーク、システム機器、保守管理、セキュリティ対策などの幅広い知識が求められ、専門知識を持つ職員が必要となります。現状では、こうした技術や機器整備については、システムベンダへの依存度が高い状態であることから、今後、日常の保守管理やアドバイザーの業務は、外部デジタル人材の登用や外部事業者への業務委託を検討する必要があります。

- ・L G W A N（総合行政ネットワーク）については、国の政府共通ネットワークと地方公共団体間での専用のネットワークとなっていることから、行政機関が使う電子メール、電子申請（財政融資等）やL G W A N - A S Pサービス（e L T A Xなど）などを継続して利用する必要があります。また、地方公共団体組織認証基盤（L G P K I）の自己署名証明書を取得し、オンライン申請に対応できる環境の維持も必要となります。
- ・現在のネットワーク方式の三層分離については、セキュリティー体制の構築と情報漏洩の対策をすることで職員のテレワーク、オンライン会議や研修などを導入した、働き方改革に必要な新しい方式を検討します。
- ・e -電子法や電子帳簿保存法などの規定による電子データによる文書の保存が可能となり、今後、B t o Gによる電子契約、電子請求書、電子インボイスへの対応を目的としたサービスの導入を検討します。
- ・マイナンバーの導入と個人情報の利用を前提とした、情報セキュリティ対策のシステムの導入と職員研修により、住民が安心して利用できるデジタル行政サービスの導入を目指します。
- ・例規集のデジタル化やペーパーレス化への取り組みとして、タブレット等の電子端末を利用した行政事務の検討が必要となります。
- ・行政事務のデジタル化に向けて、A I ・ R P Aの技術を活用した、電子契約、電子決裁、文書管理などのシステムを導入し、業務の効率化と身近なデジタル技術を活用したサービスの提供が必要となります。
- ・行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進とマイナンバーを活用した行政手続きの普及などに対応したシステムの構築が必要となります。
- ・生産年齢人口の減少と高齢者の増加などの社会変化に対応するために、自治体D Xを進め、公共交通、高齢者対応、医療・福祉、インフラ維持管理などについて、I C Tを活用した取り組みの検討を開始する必要があります。
- ・番号法施行に伴い、住民情報等のシステムの改修が必要となります。また、番号法に基づく「特定個人情報保護評価」を継続して実施する必要があります。

●その対

- ・自治体D Xの推進に向けて、デジタル人材の確保・育成、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーの普及促進などデジタル社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- ・業務システム、ネットワーク及び情報セキュリティー強化対策の機器整備及び保守を継続し、行政事務の効率化と住民サービスの向上を目指します。
- ・マイナンバー制度の特定個人情報の適正な管理を行うため、「特定個人情報保護評価」の実施を継続して行い、情報担当の職員向けのセキュリティー研修や監査を定期的に行い、個人情報の漏洩による事故防止に努めます。
- ・令和7年度末までに基幹業務システムの標準化、ガバメントクラウドの活用、オンライン申請やキャッシュレス決済の導入により、更なる住民の利便性向上を目指します。
- ・公文書のペーパーレス化として、会議等で利用するタブレット端末を整備します。

第6. 情報公開・情報発信



●施策の目

- ・情報公開を行政改革の一環として位置づけて、高度な情報公開の内部体制を整備します。
- ・東白川村の魅力を村民とともに共有するとともに、まだある潜在的な魅力を発掘し、村内外へ発信します。

●第五次総合計画の成果

- ・行政情報のインターネットと役場玄関に公開コーナーの設置による情報の公開に努めました。
- ・例規集のインターネット公開システムを整備しました。

●今後の課

- ・村民が自ら意思を政治や行政に反映させ、政治・行政の運営などを監視し、村政への理解を深めるためには、情報の公開が必要です。
- ・情報公開及び個人情報保護条例を機軸に、関連する条例を整備して、村民の要求に的確に対応する必要があります。
- ・情報公開事務を迅速に進めるため、構築した庁内の文書管理システムの有効活用と、情報公開に対応した庁内体制の整備が必要です。
- ・広報誌や、ホームページの内容の充実やタイムリーな情報を発信するための体制の整備が必要です。

●その対

- ・情報公開を行政改革の一環として位置づけて、行政改革大綱の中で計画します。
- ・先進的な他市町村の事例などを参考に、村も村が実施する施策や事務事業がどのような過程を経て決定されたか、またどのような内容でどれだけの公金がどのように使われているかをオープンにしていく取組も検討していきます。
- ・行政情報化と連携して、文書管理システムを適切に運用します。
- ・広報担当者の資質の向上を図るとともに、情報収集体制を強化します。



第7. 広域行政推進

●施策の目

- ・ 行政区域を超えた村民ニーズに対応するため、近隣市町村との広域連携を強化します。

●第五次総合計画の成果

- ・ 広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えて連携し、課題の共有等に努めました。
- ・ みのかも定住自立圏では、令和元年度に第2次共生ビジョンを終え、1年の準備期間を経て令和3年度から第3次共生ビジョンに取り組んでいます。
- ・ 本村には、中濃圏域では、可茂広域行政事務組合、可茂消防事務組合、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合の4つの一部事務組合があり、広域連携が着実に進んでいます。
- ・ 平成25年度から証明書等の広域発行を可茂地区10市町村で連携して実施しています。

●今後の課

- ・ 平成16年末の美濃加茂市・加茂郡市町村合併協議会解散から18年が経過。村の単独運営は変わらなくとも、この間の圏域各所の道路整備や商業施設の展開等をはじめぐるしく、村民の生活圏は大きく拡大しており、行政区域を超えた行政ニーズが生じています。
- ・ 小規模で過疎の本村として、全ての村民ニーズに応えるだけの体力はないため、近隣市町村との連携により、村民満足度の向上を図ることが重要です。
- ・ 戸籍事務は、全国同一の事務処理のため、処理人口に関わらずサーバ等の導入維持経費はほぼ同額になります。そのため、人口の少ない町村では割高な支出を余儀なくされ、他の行政サービスを財源的に圧迫しています。

●その対

- ・ 広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えて連携し、課題を解決します。
- ・ 令和3年からのみのかも定住自立圏第3次共生ビジョンを活用し、「住み続けたい、住んでみたいまち」と思える圏域を目指します。
- ・ 引き続き、一部事務組合等、行政区域を越えた連携を推進します。
- ・ みのかも定住自立圏構想の第3次計画期間は令和7年度で終了しますが、第4次計画期間（令和8年度～12年度）へ引き続き加盟し連携の充実を図っていきます。